

飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、訪問看護ステーションを利用したレスパイト利用の費用を助成します。

<対象者>

以下の要件を満たす医療的ケア児者を看護している同居家族

18歳未満	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (全てを満たす)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・障がい福祉サービスの短期入所（医療型）の決定を受けている

<助成対象となる費用>

訪問看護の利用のうち、健康保険法の適用となる時間を除いた費用。

<助成額>

9割（生活保護・市民税非課税世帯は、10割）

※助成対象となる費用は、30分当たり3,750円が上限。

※医療的ケア児者一人につき、1年度当たり48時間が上限。

<手続き> ※利用前に申請が必要です。

訪問看護ステーションを通して、申請書、各書類を飯塚市福祉部社会・障がい者福祉課に提出してください。

【問合わせ先】

飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

電話 0948-22-5500（内線1156・1157）

FAX 0948-21-6356

～訪問看護ステーションの方へ～

飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業 利用の流れ

①申請

申請者（家族）が記載した申請書類を飯塚市に提出してください。

＜必要な書類＞

- ・申請書「利用（変更）申請書（様式第1号）」
- ・医療的なケアを受けていることが分かる書類（訪問看護指示書等）

②決定

決定通知を訪問看護ステーションに送付します。

申請者（家族）にお渡しください。

決定内容（助成割合等）を確認してください。

③事業の実施

利用日時を申請者（家族）と調整してください。

④利用料の受領

申請者（家族）から利用料（1割）を受領してください。

（生活保護・市民税非課税世帯は不要）

⑤報告書の提出（事業実施の翌月10日まで）

飯塚市に報告書「助成金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）」「利用者台帳（別紙1）」を提出してください。

報告書をもとに交付の決定後、通知を送付します。

※利用者が、複数の訪問看護ステーションに登録している場合、他のステーションと利用者台帳を共有する等、年間の上限時間数を超えないよう調整してください。

⑥助成の請求

飯塚市に助成金の請求書「助成金交付請求書（様式第4号）」を提出してください。

請求書をもとに、助成金を支払います。

※申請書の電子データ等は市ウェブサイトに掲載していますので、適宜ご活用ください。

（市ウェブサイト登録先）

トップページ＞健康・福祉＞障がい者福祉＞支援・サービス
＞医療的ケア児等在宅レスパイト事業